

警報発令時の対応について

通常授業日

1 気象警報発令のとき

- (1) 午前6時において、別途定める地域のいずれかに、「大雨」「洪水」「暴風」「大雪」「暴風雪」のいずれかの警報が発令されている場合は、臨時休業とする。
- (2) 別途定める地域に気象警報が発令されていなくても、生徒の居住する地域に気象警報が発令されている場合は、その生徒について上記と同様の取り扱いとする。

別途定める地域とは、姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、太子町、上郡町を指す。
(旧播磨南西部に属する市町)

2 地震、凍結等による主要交通機関途絶のとき

- (1) JR山陽本線（姫路—相生間）、通学バス（相生駅から）のいずれかが午前8時までに運転が再開されていない場合は臨時休業とする。
 - (2) (1)以外の交通機関だけが運行されていない場合は、授業を実施し、登校不能となった生徒は出席扱いとする。
- 3 その他、緊急の事態が生じたときは、本校のメール配信システム「ラインネット」・ホームページ等により対応を連絡する。

定期考查日

1 気象警報発令のとき

- (1) 午前6時において、別途定める地域のいずれかに、「大雨」「洪水」「暴風」「大雪」「暴風雪」のいずれかの警報が発令されている場合、臨時休業とする。
- (2) 別途定める地域に気象警報が発令されていなくても、生徒の居住する地域に気象警報が発令されている場合は、その生徒について上記と同様の取り扱いとする。

2 地震、凍結等による主要交通機関途絶のとき

- (1) JR山陽本線（姫路—相生間）、通学バス（相生駅から）のいずれかが午前8時までに運転が再開されていない場合は臨時休業とする。
 - (2) (1)以外の交通機関だけが運行されていない場合は、考查を実施する。考查を受験できない生徒がいる場合は、考查の開始時間を遅らせるなど、別途対応する。
- 3 臨時休業日の試験は、試験最終日以降に実施する。
- 4 その他、緊急の事態が生じたときは、本校のメール配信システム「ラインネット」・ホームページ等により対応を連絡する。